政策 8　市民と行政が協働して創る満足度の高いまち

施策 1

市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市市民活動支援センターを拠点として、市民活動団体の支援、育成に取り組むとともに、ウィズコロナとして「新しい生活様式」に沿い、オンラインを活用しての市民活動団体の相談・支援を行いました。

また、「熊谷市民公益活動促進事業はじめの一歩助成金」を 25 の市民団体へ交付、市民活動団体と市の協働による「熊谷市協働事業提案制度　市民協働『熊谷の力』事業」を 13 事業実施し、市民活動の活発化を図りました。

現状

社会の変化とともに、地域の課題や市民のニーズが複雑・多様化している中、公平性や平等性を原則とする行政サービスには限界があります。

このような状況の中、熊谷市市民活動支援センターでは、これから活動を始めたい団体の活動支援、活動の枠を広げたい団体間の交流、活動を行いたい市民とのマッチング等を実施しています。こうした取組等により、社会貢献活動や地域課題の解決に向けた活動等を提供する市民活動団体は、「公益」の担い手としての存在意義が高まっています。

課題

市民が自ら地域の課題を解決する力や活動を継続する力をつけるためには、人々が協働のルールに基づいて、気軽に、自由に交流・意見交換でき、団体同士の連携を深めることのできる活動拠点の整備と、活動や連携・協力に関する相談ができる体制づくりによる支援を継続・拡大する必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から自粛した市民活動・地域コミュニティ活動も多いため、「新しい生活様式」に合わせた活動に変更し継続していくための支援が必要です。



〔市民活動団体発表会〕



〔ニャオざねまつり（市民活動団体まつり）〕

基本方針

満足度の高い協働のまちづくりを推進するため、様々な市民活動を支援し、地域コミュニティ活動を推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
市民活動団体の支援センター登録数	212団体	230団体	278団体（令和４年３月）	250団体（250団体）
市民活動保険登録団体数	1,185団体	1,240団体	1,222団体（令和４年３月）	1,280団体（1,280団体）

施策の体系

市民活動を支援し、協働のまちづくりを推進する
- 1　市民活動団体を支援、育成する
- 2　地域コミュニティ活動を推進する

単位施策１　市民活動団体を支援、育成する

単位施策の概要

公益的市民活動を行う団体を支援、育成します。

また、（仮称）生涯活動センターの整備とともに、市民との協働の拠点である市民活動支援センターの機能を継続します。

主な取組

・協働事業提案制度の推進
・公益的市民活動の促進のための助成
・（仮称）生涯活動センターの整備推進（再掲）
・市民活動支援センターの運営

単位施策２　地域コミュニティ活動を推進する

単位施策の概要

それぞれの地域や生活の場に密着した地域コミュニティ活動を推進します。また、自治会等の活動を支援します。

主な取組

・コミュニティづくりの推進
・自治会活動の支援

施策 2

非核平和を推進する

前期基本計画での取組状況

平和事業を充実させていくため、平成 30（2018）年に「日本非核宣言自治体協議会」に加盟しました。

毎年、本庁舎で熊谷平和展を開催したほか、戦後 75 周年に当たる令和 2（2020）年には、熊谷市立熊谷図書館で「熊谷空襲とその前後の時代展」を開催し、熊谷空襲や平和の尊さを再認識する機会を設けました。

また、非核平和都市宣言懸垂幕・広告塔の掲示や平和バスの運行を実施しています。

現状

昭和から平成、令和と時代が移り、戦後生まれの人口が全体の８割を超える中で、戦争の惨禍を次の世代に伝えていくことが大変難しくなっています。

課題

本市は、終戦の前夜に日本本土で最後の空襲を受け、多数の犠牲者を出し、県内唯一の戦災指定都市となりました。熊谷空襲の記憶を風化させないよう、また、恒久平和のために、引き続き、各種平和事業を推進していく必要があります。

基本方針

戦争の悲惨さ、平和の尊さを再認識し、非核平和を実現するため、これまでの平和事業の継続実施や熊谷市スポーツ・文化村「くまぴあ」内の平和資料展示室の活用等により、幅広い世代に啓発活動を行うとともに、市民の非核平和に向けた活動を支援します。

施策の目標

成果指標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値 10 年後）
平和展の入場者数	1,066 人	1,200 人	808 人（令和４年８月）	1,500 人（1,500 人）
熊谷空襲の認知度	－	80.0%	84.5%（令和４年８月）	85.0%（85.0%）

施策の体系

非核平和を推進する ―― 1　平和事業を推進する

単位施策１　平和事業を推進する

単位施策の概要

熊谷市非核平和都市宣言の趣旨に基づき、市民の平和意識を醸成するため、平和展の開催や平和バスの運行、平和資料展示室の運営、平和基金の有効活用を図るとともに、広告塔・懸垂幕の掲示等による啓発を推進します。

主な取組

・平和展の開催
・平和バスの運行
・平和資料展示室の運営
・平和基金の有効活用
・非核平和都市宣言啓発のため懸垂幕・広告塔の掲示



〔熊谷平和展〕



〔平和資料展示室〕

施策 3

人権尊重のまちをつくる

前期基本計画での取組状況

人権尊重社会を実現させるため、知識や経験を備えた指導的行動のできる市民養成を目的に、ハートフルセミナー「人権問題研修会・指導者養成講座」を開催しました。

市民生活の安定と向上に資するため、人権相談や生活相談を充実させました。また、啓発冊子「わたしたちに　できること」の毎戸配布や各種研修会での活用などにより、人権問題に対する市民の正しい理解を深めました。

基本的人権尊重の理念に基づいた人権教育を推進するため、人権作文集「じんけんくまがや」の発行や人権教育研修会などを実施しました。また、人権に関する意識調査について対象者を変えて毎年実施し、人権教育のために活用しています。

令和４（2022）年４月からは、性の多様性を認め合う共生社会の実現に向け、「熊谷市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。

現状

子ども、高齢者、障害者等への虐待やＤＶ（配偶者や恋人等への暴力）、同和問題（部落差別）等の人権侵害のほか、近年では、インターネット上での差別を助長する書き込み、感染症等を理由とした差別、外国人、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ※）に対する偏見など新たな人権問題が生じています。

課題

引き続き、人権意識の向上を図り、人権尊重の心を育むために人権啓発、人権教育の推進が必要です。さらに、一人一人が人権尊重の意識を高め、互いに尊びあい、全ての人々の人権が保障される、明るく住みよい地域社会を実現することが求められています。

また、国が差別の解消を目指して施行した３つの法律（人権三法※）の趣旨を踏まえ、取組の一層の強化が必要です。

基本方針

全ての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる「人権尊重のまちづくり」を目指します。

また、人権三法の趣旨を踏まえた取組を推進します。

※ＬＧＢＴＱ　性的少数者（セクシュアルマイノリティ）の総称。Lesbian、Gay、Bisexual、Transgender、Queer/Questioning（レズビアン、ゲイ、バイセクシュアル、トランスジェンダー、クィア又はクエスチョニング）の頭文字からなる語。

※人権三法　国が差別の解消を目指して施行した、障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消推進法を指す。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
人権意識が向上していると思う市民の割合	54.5%	55.0%	44.7%（令和４年８月）	60.0%（60.0%）

施策の体系

人権尊重のまちをつくる
- 1　人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る
- 2　人権教育を推進し、人権尊重の心を育む

単位施策１　人権啓発を推進し、人権意識の向上を図る

単位施策の概要

子ども、高齢者、障害者等への虐待や、同和問題（部落差別）、ＤＶ、外国人、性的マイノリティ（ＬＧＢＴＱ）、感染症を理由とした差別等の人権問題の解決に向けて、全ての市民が、互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現のため、人権啓発を推進し、人権相談を充実して、人権意識の向上を図ります。

主な取組

・人権相談、生活相談の充実
・人権啓発活動の充実
・人権問題研修会、講演会の開催

単位施策２　人権教育を推進し、人権尊重の心を育む

単位施策の概要

あらゆる人権問題を解決するために、人権教育に関する学習機会を充実させるとともに、指導者の育成を図ります。

また、基本的人権尊重の理念に基づく人権教育を推進します。

主な取組

・人権教育研修の充実
・学校教育における人権教育の推進
・社会教育における人権教育の推進

施策 4

男女共同参画を推進する

前期基本計画での取組状況

「熊谷市男女共同参画推進計画」には、熊谷市ＤＶ防止基本計画及び熊谷市女性活躍推進計画を盛り込んでおり、誰もが家庭や職場、学校、地域などのあらゆる場で生き生きと活躍できる、男女共同参画社会の実現に向けた施策を実施しています。

この計画に基づいた施策の進捗状況について、毎年、関係各課への調査・点検・評価を行いました。その結果、令和２（2020）年度は「教育現場等における男女共同参画の意識づくり」「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）に配慮した職場環境づくりや女性が働きやすい環境づくり」「ＤＶ被害者及びその子に対する相談・生活支援」に関する施策等、事業全体の 76.6%が良好に進捗していることが認められ、こうした各分野にわたる施策を計画的に推進した結果、まちづくり市民アンケートでの「男女共同参画社会」の言葉の周知度は 78.4%となり、前期めざそう値の 70.0%を達成しました。

現状

平成 29（2017）年度に行った「熊谷市男女共同参画に関する市民意識調査」では、全体として「女性に比べて男性の方が優遇されている」と感じる市民の割合が 60.7%であり、根強い男性優位の社会通念・慣習・固定的な役割分担意識等があることがわかりました。

「仕事にかかる時間」については、男性は１日平均約９時間、女性は１日平均約６時間と回答しており、家事・子育て・介護などの大半は女性が担っているという結果が出ています。「配偶者などから暴力を受けた経験がある」と答えた人の割合は、11.7%であり、その被害者の多くが女性でした。

本市における「審議会等への女性の登用率」は、近年上昇傾向にありますが、目標値に届いていない状況が続いています。



〔フォーラムくまがや 2022〕

課題

各種団体役員等における女性の登用、性別による固定的な役割分担意識の解消、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現、あらゆる暴力の根絶など、依然として多くの課題が残っており、更なる男女共同参画の推進を図るため、「熊谷市男女共同参画推進計画」の改訂を含め、市民や事業者とともに取り組んでいく必要があります。

また、「女性活躍・男女共同参画の重点方針 2022（内閣府）」に重点的に取り組み、女性の社会における活躍を推進するとともに、性別にとらわれない、誰もがのびのびと生きやすい社会を実現することが必要です。

基本方針

一人一人がお互いを尊重し、男女が共に個性や能力を社会の様々な分野で発揮し活躍できる、男女共同参画社会の実現を目指します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
審議会等への女性の登用率	24.8%	40.0%	29.7%（令和４年４月）	40.0%（40.0%）
「男女共同参画社会」という言葉の周知度	63.2%	70.0%	78.4%（令和４年８月）	85.0%（80.0%）

施策の体系

男女共同参画を推進する ―― 1　男女共同参画を推進する

単位施策１　男女共同参画を推進する

単位施策の概要

男女共同参画社会実現のため、人権尊重の視点に立った男女共同参画の意識づくり、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の啓発を通した働き方改革の推進、人材発掘・育成、ＤＶ等の相談対応に取り組みます。

主な取組

・新たな男女共同参画の指針づくりと推進
・女と男の情報紙「ひまわり」の発行
・配信（出前）講座の拡充と各種セミナー、フォーラム等の開催
・各種団体役員等における女性の登用促進
・女性人材リストの拡充
・女性デジタル人材の育成
・ＤＶ等の相談・支援の充実





〔女と男の情報紙「ひまわり」〕

施策 5

国際・国内交流と多文化共生を推進する

前期基本計画での取組状況

熊谷市国際交流協会と連携し、市民の国際理解を促進するための各種講座の開催や中高生ホームステイプログラム、姉妹都市インバーカーギル市との交流事業、国際交流バスハイクといった友好親善活動、外国人の文化習慣等を知り、理解するための外国人による母国の文化紹介講座の開催、在住外国人支援事業として、外国人のための日本語教室、外国人による日本語スピーチコンテスト等のほか、英語・中国語の通訳を活用した相談などの充実を図りました。

また、海外日本語講師の研修の一環として実施したアジアの研修生によるホームステイ「ワンナイトステイ」の受入を積極的に行うとともに、人材リストを活用し、小学校における国際理解教育のための外国人講師の派遣や、熊谷で開催されたラグビーワールドカップ 2019™ への支援事業を行うなど、時代のニーズに合った事業を展開しました。

現状

平成３（1991）年設立の熊谷市国際交流協会は四半世紀を超え、民間外交の役割を担っています。これまでに数多くの市民が国際交流事業に参加し、交流を深め、市民の国際理解が向上しています。

平成５（1993）年にニュージーランドのインバーカーギル市と姉妹都市提携をして以来、市民相互訪問、中高生ホームステイプログラムを実施し、また、市内の県立高校３校及び大学はそれぞれインバーカーギル市の高校・大学と交流を深め国際理解・国際感覚醸成の一助となっています。

一方、国内においては、長野県山ノ内町や東京都世田谷区等との経済や防災など特定分野においての自治体間の交流を行っています。

課題

令和４（2022）年４月末現在、外国籍市民は 3,740 人（平成 29（2017）年 12 月末 3,068 人）、出身国・地域は 64 か国・地域となり、様々な文化が混在し、価値観が多様化しています。

今後も訪日外国人の増加が見込まれる中、相互の文化的・宗教的背景などの違いを理解し、地域社会を共に支えて歩んでいく「多文化共生」の推進が必要なことから、熊谷市国際交流協会の機能充実が求められています。

基本方針

熊谷市国際交流協会を軸として、市民・事業者・教育機関との連携を図り、多文化共生社会の実現に向け、異文化理解・国際交流を推進するとともに、国際感覚に優れた人材を育成します。

また、国内交流における市民の主体的活動を引き続き支援します

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
通訳等ボランティア登録者数	300人	330人	270人 （令和４年３月）	330人 （360人）
国際交流事業への参加者数	2,300人	2,500人	687人 （令和４年３月）	2,500人 （2,700人）

施策の体系

国際・国内交流と多文化共生を推進する ―― 1　国際・国内交流と多文化共生を進める

単位施策１　国際・国内交流と多文化共生を進める

単位施策の概要

姉妹都市交流等を通して国際化を推進し、国籍にかかわらず地域の一員として生活できる環境づくりを進めるとともに、国内交流を促進します。

主な取組

・姉妹都市との交流
・中高生ホームステイプログラムの実施
・日本語教室の開催
・外国人による日本語スピーチコンテストの開催
・母国の文化紹介の国際理解講座の開催
・各種語学講座の開催
・国際交流イベントの開催
・国内交流の促進



〔姉妹都市提携30周年記念調印式〕

施策 6

健全な財政を推進する

前期基本計画での取組状況

新型コロナウイルス感染症の影響が続く中にあって、おおむね健全な財政運営を行ってきました。

市税については、効果的な収納対策のほか、自主納付を促すための納税環境の整備に努めたこと等により、納税率は前期めざそう値を上回っています。

また、令和4（2022）年度には債権管理担当部署を新設し、債権管理条例を制定するなど債権管理の適正化と事務の効率化を図っています。

市債についても、新規借入を抑制し、計画的に残高の縮減を図ってきたこと等により、財政の健全度を示す指標について計画どおりに推移しています。

現状

市税の課税及び収納については、公平・適正の観点から未申告者に対する所得の確認や調査を積極的に行うなど適切な対応に努めるとともに、地方税共通納税システムの普及や個人住民税についての特別徴収の推進を図っています。

また、市債残高については、平成30（2018）年度から令和3（2021）年度までに約90億円の縮減を行うなど将来世代への負担が少ない健全な財政運営を行っています。

このほか、将来の行政需要の増加や不測の事態に対応するため、各種基金の積立てを行い、運用益の増加に努めながら財政基盤の強化を図るとともに、国の統一的な基準に基づく地方公会計を整備し、総合的な財政状況の整備に努めています。

課題

少子高齢化の影響により歳入の根幹をなす市税収入が減少していくことが見込まれることから、自主納付しやすい納税環境を整え、新規滞納者の抑制を図るとともに更なる納税率の向上を目指す必要があります。また、市税以外についても徴収困難な債権を集約するなど効率的な債権回収に努める必要があります。

一方で歳出においては、医療や福祉など社会保障に係る義務的経費に加え、道路・橋りょう等のインフラ施設の維持管理や公共施設等の再編に対応していく必要があることから、公共サービスの見直しなどによる経費の削減を更に進める必要があります。

このように歳入歳出両面からこれまで以上に効率的かつ効果的な財政運営を推進していく必要があります。

基本方針

既存施設の余裕スペースの積極的な貸付や広告掲載事業を展開する施設数を増やすなど、行政財産の効率的活用を推進するほか、負担の公平性の観点から、市税や市が保有する債権について、適正な管理のもと、納付しやすい環境の整備を進め、自主財源の拡充に努めます。

また、経費の削減に努め、健全財政のもと自主性･自立性の高い財政運営を確立します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
市税の納税率 （現年及び過年度分）	96.2%	96.5%	98.4% （令和４年５月）	97.0% （97.0%）
将来負担比率	0.0%以下	0.0%以下	0.0%以下 （令和４年３月）	0.0%以下 （0.0%以下）

施策の体系

健全な財政を推進する
- 1　公平で適正な負担による自主財源を確保する
- 2　将来世代の負担を抑制する

単位施策１　公平で適正な負担による自主財源を確保する

単位施策の概要

広告掲載事業を展開する施設の追加、余裕スペースの貸付の実施等により、行政財産の効率的活用を推進します。また、市税等の収入を確保するため、計画的で効果的な調査や催告に基づく積極的な滞納整理を進めるとともに、納税コールセンターの活用や多様な収納方法を整備し、新規滞納者を抑制します。

あわせて、債権管理の適正化に向け、債権管理担当部署による債権の管理に関する所管課等への助言･指導のほか、徴収困難な債権を集約し、徴収や滞納処分等を進めます。

主な取組

- 行政財産の効率的活用と普通財産の処分
- 市有施設への広告掲載の推進
- 市税等の滞納整理の強化と徴収困難債権の一元化
- 納税コールセンターの設置
- キャッシュレス納付の導入

単位施策２　将来世代の負担を抑制する

単位施策の概要

将来世代への過度の負担を抑制しながら、新たな行政需要や公共施設等総合管理計画などに基づいたインフラ施設の維持管理、公共施設等の再編に対応するため、市債を計画的に発行して財源の平準化及び世代間の負担の均衡を図ります。

主な取組

- 計画的な市債発行と適債事業の選択
- 交付税措置の割合の高い市債の選択

施策 7

簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する

前期基本計画での取組状況

民間の効率的で優れたサービスを生かす観点から、指定管理者制度や民間委託による施設運営を積極的に推進し、おおむね計画どおり推移しています。

また、行政改革大綱に基づき、具体的な指標や目標数値に沿って、事務事業の見直し、指定管理者制度の拡大、組織・機構の統廃合等を進めるとともに、継続的に定員適正化に取り組みました。

その結果、第１次後期基本計画にて達成した「消防職員を除く職員数」のめざそう値1,100人を超えることなく、前期基本計画初年度の平成30（2018）年度は1,092人、最終年度の令和４（2022）年度は1,082人と、1,100人の範囲内で職員数を維持しています。

現状

少子高齢化の進展に対応し、求められる公共サービスに対して限られた人材と財源をより効率的・効果的に活用するための行財政運営について、継続的に見直しを進めています。

また、市民ニーズが複雑・多様化するとともに、地方分権に伴う専門性の高い事務の増加、転入・定住促進事業の推進や新型コロナウイルス感染症への対応、さらにはデジタル・トランスフォーメーションの推進等新たな行政課題への対応にかかる事務量が増加する中で、定員管理においては、適正な職員数や定数管理の手法、委託・指定管理の推進、事務事業の見直し等と併せて恒常的に検討を行っています。

課題

限られた職員数により、複雑化・多様化する市民ニーズや、新たな行政課題に対応するためには、組織力の向上を図る必要があります。

それには、個々の職員の資質・能力の向上が必要不可欠であり、健全な行財政運営を行う上でも、人材育成が重要な課題となっています。

基本方針

時代の要請に適合した組織の見直しを行うとともに、より効率的・効果的な公共サービスの提供を実現するため、ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等のデジタル技術を活用するとともに、ＰＰＰやＰＦＩ等の民間活力を積極的に活用します。

また、人材育成基本方針に基づき、効率的で効果的な研修の実施や職務に必要な資格取得の支援を行うなど、職員一人一人の能力開発と意識改革を促し、市民の視点に立った信頼される行政のプロフェッショナル育成に努めます。

さらに、意欲、能力、実績が適正に反映できるよう人事評価制度の浸透・定着を図るとともに、働き方改革やダイバーシティの考え方を踏まえた上で、女性職員の積極的な登用を行うとともに、能力と意欲に応じた適材適所の職員配置に取り組みます。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
民間委託比率	30.0%	32.0%	32.6% （令和４年４月）	33.0% （33.0%）

施策の体系

簡素で効率的な組織・機構づくりを推進する
- 1　行政組織・機構の見直しと合理化を図る
- 2　民間活力の導入を推進する
- 3　職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う

単位施策１　行政組織・機構の見直しと合理化を図る

単位施策の概要

高い自立性と柔軟性を備え、新たな行政需要や地域の課題に即応した展開ができる、簡素で機動的な組織・機構を整備します。

主な取組

・需要に応じた行政組織の再編
・本庁と分庁舎の機能分担の明確化
・ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等の活用推進

単位施策２　民間活力の導入を推進する

単位施策の概要

効率的・効果的な行政サービス提供のため、アウトソーシング、指定管理者制度、包括委託等の手法や複数年契約を推進します。

主な取組

・民間委託化の拡大
・ＰＰＰやＰＦＩ等の導入

単位施策３　職員の能力開発を推進するとともに、適正かつ効果的な人事管理を行う

単位施策の概要

市民ニーズの複雑・多様化、さらには行政のデジタル化など、新たな行政課題に対応するため、職員の能力開発や資質向上を目的とした階層別の研修等に加え、自己啓発意欲を喚起する研修を推進します。また、職員の職務に対する意識や専門能力について一層の向上を図るため、資格取得を促進します。

さらに、客観的、かつ透明で適正な人事評価制度の活用により、職務行動の向上や能力開発を促進するとともに、女性活躍の推進や適材適所の職員配置などにより、意欲や専門性を最大限に生かした人事管理を行います。

主な取組

・職員の能力開発や資質向上を目的とした各種研修の推進
・行政のデジタル化を推進する人材の育成
・職員自己啓発や資格取得等の支援
・人事評価制度の活用
・女性活躍の推進や適材適所の職員配置
・人材育成基本方針の見直し



〔本庁舎〕



〔妻沼庁舎〕



〔大里庁舎〕



〔江南庁舎〕

施策 8

市政の情報をわかりやすく発信する

前期基本計画での取組状況

本市の広報は、市報くまがやの発行のほか、点字広報や声の広報、メール配信サービス「メルくま」による情報提供やケーブルテレビの利用など、多様な媒体を活用して行いました。「市報くまがや」については、市ホームページに掲載するだけでなく、スマートフォンやタブレットで手軽に見られるよう、無料アプリの導入による電子ブック化を行いました。

ホームページについては、知りたい情報がすぐに見つけられるように、また、使用する端末の種類・大きさを問わず最適な表示ができるようリニューアルを行うとともに、ＦＭラジオやテレビのデータ放送の利用、駅のコンコースに設置したデジタルサイネージ、ツイッター及びフェイスブック、インスタグラムの運用、YouTube での動画配信等を実施しました。

一方、広聴については、市長へのメール・手紙のほか、自治会や各種団体からの要望書を受理し、回答や説明を行いました。

市長自ら市内各所を訪問し、重要施策の取組状況を報告するとともに、市民と自由に語り合い、いただいた御意見やアイデア等を市政に反映させるためのハートフル・ミーティングを、平成 30（2018）年度及び令和元（2019）年度にそれぞれ８回ずつ、計 16 回開催し、合計で 654 人の方に御参加いただきました。令和２（2020）年度及び３（2021）年度については、新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催を見送ることとしました。

本市では、スマートシティの実証実験として令和４（2022）年１月から熊谷まちあるきアプリ「くまぶら」の運用を開始し、市内の店舗紹介や、気象情報、県営熊谷スポーツ文化公園や市内のスポーツ情報など多彩なコンテンツを配信することにより、人々のまちなかへの誘導を図りました。

また、熊谷市公共施設予約システムや埼玉県市町村電子申請共同システムなどにより、行政手続のオンライン化を推進しました。

現状

広報については、様々な媒体を活用し、市政に関するタイムリーな情報を発信しています。一方、様々な機会を捉えた幅広い広聴事業に加え、市ホームページ上にお問合わせフォームとアンケートフォームを掲載することにより、多くの市民からの意向を把握できるように工夫しています。

市民目線に立ったまちづくりを推進していくために、市政の情報を発信し、かつ、市民の声を聴く、情報共有及び交換の場として、令和４（2022）年度から新たに開始したタウンミーティングは、自治会などのほか、市内で定期的に活動するＮＰＯ法人、福祉団体、教育団体などから開催の申込みを募集するものとなっています。

公・民・学が連携し設立した、熊谷スマートシティ推進協議会では、構築したミニアプリサービス等のデータの取得や分析と合わせ、データ連携基盤の整備を検討し、データ利活用に向けた取組を進めています。



〔くまぶらアプリ〕

また、令和３（2021）年５月にこれまでの熊谷市ＩＴ推進本部を熊谷市ＤＸ推進本部に改め、全庁的なＤＸの推進に向けた調整を進めています。

課題

成果指標である「『市報くまがや』に満足している市民の割合」について、めざそう値を達成できるように工夫していく必要があります。また、自治会未加入世帯が市報を入手するための手段を拡充するとともに、ツイッター、フェイスブック及びインスタグラム、YouTube 等の内容を充実させる必要があります。

市内の多種多様な団体、幅広い年齢層へ市政の情報を発信できるというタウンミーティングの強みを最大限に生かすため、市のホームページや市報を通じて、この取組の内容を広く市民に周知していくことが必要です。

市民にとってより簡便でわかりやすく、かつ、申請のための来庁が不要になるなど、いつでも、どこでも手続を行えるよう、行政手続等のオンライン化を進める必要があるとともに、より多くの市民がマイナンバーカードを利活用できるよう推進することが必要です。

また、デジタル技術の発展に対応した、より効率的かつ効果的な業務の改革を進めることにより、行政サービスを更に向上することが必要です。

あわせて、地域の実情に沿った情報化を進めるとともに、行政データを積極的に公開し、有効に活用される取組を進めることも必要です。

基本方針

ＤＸにより行政サービスを向上し、様々な広報手段の効率的運用と内容の充実を図り、更に多様な手段・媒体を検討し、市の魅力を市内外に向けて広報します。

また、意見収集の充実のため、新たな広聴手段を検討し、取り入れていきます。

市民の利便性の向上に向け、社会情勢に対応したデジタル自治体の推進と市民が安全で安心して暮らせ、真に豊かさを実感できる社会の実現を目指し、積極的なＤＸの推進を図ります。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画策定時の現状値	前期めざそう値（令和５年３月）	現状値〔基準値〕	後期めざそう値（前期基本計画でのめざそう値10年後）
「市報くまがや」に満足している市民の割合	69.6%	75.0%	71.7%（令和４年８月）	80.0%（80.0%）
市ホームページのアクセス数（月間）	約185,000pv	220,000pv	301,616pv（令和４年10月）	400,000pv（260,000pv）

施策の体系

市政の情報をわかりやすく発信する
- 1　情報をわかりやすく提供する
- 2　ＤＸ推進により市民向けサービスを充実させる
- 3　DX推進により業務の効率化･高度化を推進する

単位施策１　情報をわかりやすく提供する

単位施策の概要

情報をわかりやすく整理・編集して市報を発行するとともに、ホームページは見やすく最新情報を掲載します。

また、ケーブルテレビやＦＭラジオ、ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、YouTube 等、多様な手段・媒体を活用し、戦略的かつ効果的に情報を発信します。

さらに、ＮＰＯやボランティア団体等、行政以外からの地域情報を発信する地域ポータルサイトを運営します。

主な取組

・シティプロモーションの推進
・わかりやすい市報の発行
・市ホームページの運営による最新情報発信
・ケーブルテレビでの番組放映による情報提供
・ＦＭラジオの番組放送による情報提供
・ツイッターやフェイスブック、インスタグラム、YouTube等による情報提供
・ＳＮＳ等の活用による意見収集

単位施策２　ＤＸ推進により市民向けサービスを充実させる

単位施策の概要

デジタル技術やデータの活用により、住民の利便性の向上を図り、行政サービスを含む市民向けサービスの向上を推進します。

主な取組

・電子申請等によるオンラインでの行政手続の拡充
・マイナンバーカードの利活用の推進
・公開型ＧＩＳによる情報の提供
・行政データのオープンデータ推進
・公共施設でのＷｉ-Ｆｉ環境の提供
・デジタルコミュニティツールの実装
・データ連携基盤とＩＤ管理システムの検討
・デジタルデバイドの解消

単位施策３　ＤＸ推進により業務の効率化・高度化を推進する

単位施策の概要

デジタル技術やデータの活用により、業務の効率化･高度化を進めていきます。また、ＤＸの推進に向け職員のデジタルスキルアップを図り、その可能性を拡充します。

主な取組

・自治体の情報システムの標準化・共通化
・庁内システム環境の充実化・最適化
・ＡＩ-ＯＣＲやＲＰＡ等の活用推進（再掲）
・セキュリティ対策の徹底とデジタルリテラシーの向上
・職員の業務の改革（電子決裁の導入、ＥＢＰＭ※の推進等）

※ＥＢＰＭ　Evidence-based Policy Making の略。政策目的を明確化させ、その目的のため本当に効果が上がる行政手段は何かなど、「政策の基本的な枠組み」を証拠に基づいて明確にするための取組のこと。

施策 9

次世代のため、公共施設の整理統合を推進する

前期基本計画での取組状況

令和２（2020）年３月に施設分野ごとに熊谷市個別施設計画を策定し、本市が保有又は管理する全ての公共施設について、2020 ～ 2054 年度までの再編方針、2020 ～ 2029 年度までの具体的な対策内容（更新・大規模修繕・除却等）及び実施時期などを定めました。

また、令和３（2021）年３月には、公共施設マネジメントにおける基本的な取組方針を定めた「熊谷市公共施設アセットマネジメント基本方針」と「同基本計画」とを一体で見直し、「熊谷市公共施設等総合管理計画」として改定しました。

これらの計画等に基づき公共施設の整理統合を推進した結果、平成 30（2018）年度～令和３（2021）年度において、公共施設の延床面積を約 4,000㎡削減しました。

現状

熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画が策定され、本市の公共施設マネジメントは、計画策定段階から事業実施段階へと本格的に移行し、学校施設では小学校の統廃合を進めています。

また、子育て支援施設では保育所を集約し、保健センターなどの保健福祉施設との複合化や公民館などの市民文化施設を中心とした施設の集約化・複合化を進めています。

課題

今後の財政事情及び市域の状況の変化等を見据え、継続的に計画内容の見直しを行っていく必要があり、計画の見直しに当たっては、地域住民や利用者等の意見を聴きながら、施設の将来像について、よりよいまちづくりの視点も加えたコンセンサスの形成が必要です。

また、公共施設の集約・再編に併せて、地域公共交通の再編・充実を進めており、施設の利便性を高め、住みやすいまちづくりを推し進めています。

基本方針

熊谷市公共施設等総合管理計画及び熊谷市個別施設計画等に基づき、市民と協働して、公共施設の統廃合や再配置等を効果的に推進し、道路・橋りょう・上下水道等の生活インフラ施設の計画的な維持管理及びコストの縮減を図り、次世代のための公共施設マネジメントを積極的に推進します。

施策の目標

成　果　指　標	前期基本計画 策定時の現状値	前期めざそう値 （令和５年３月）	現状値 〔基準値〕	後期めざそう値 （前期基本計画でのめざそう値10年後）
公共施設の延床面積	62万8,000㎡	60万5,000㎡	62万4,000㎡ （令和４年３月）	56万6,000㎡ (56万6,000㎡)
インフラの維持管理コスト	46億円	44億円	47億円 （令和４年３月）	41億5,000万円 (41億5,000万円)

施策の体系

次世代のため、公共施設の整理統合を推進する
- 1　施設の統廃合・再配置を効果的に推進する
- 2　インフラの維持管理コストを削減する

単位施策１　施設の統廃合・再配置を効果的に推進する

単位施策の概要

財政事情及び市域の状況の変化等を踏まえ、公共施設等総合管理計画及び個別施設計画の見直し・改定を行いつつ、市民サービスの質の維持・向上を図りながら、公共施設の統廃合・再配置を推進します。

主な取組

・子育て支援施設や保健福祉施設を集約化・複合化した子育て支援・保健拠点施設の整備
・（仮称）生涯活動センターの整備推進（再掲）
・新熊谷学校給食センター整備の推進（再掲）
・分庁舎を解消し本庁舎に機能を集約するための検討

単位施策２　インフラの維持管理コストを削減する

単位施策の概要

施設の長寿命化や維持管理等に関する計画に基づき、施設を運営するとともに、適宜計画の見直しを行います。また、予防保全、包括委託、広域化等のコストダウンを図る手法について導入の検討を行い、維持管理コストの削減を図ります。

主な取組

・施設長寿命化計画・維持管理計画等の改定
・コストダウンの手法導入